

# 専門学校 浜松工科自動車大学校 教務規定

## (総 則)

第1条 専門学校浜松工科自動車大学校教務規定は、専門学校浜松工科自動車大学校学則（以下単に学則という）に則り必要事項を定める。

## (目 的)

第2条 学生は関係法令、関係官庁の指示通達及びこの細目を遵守することにより学則3条を達成することを目的とする。

## (用語の定義)

第3条 この細目で用いる用語の定義は、別に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 授業とは、学則第9条別表（1）の科目の教育を実施することをいう。
- (2) 授業日とは、授業を行う日をいう
- (3) 休業日とは、授業を行わない日をいう。
- (4) 授業の1時間とは原則として90分を単位とする授業の時間をいう。
- (5) 欠席とは、1日の授業をすべて受講しない場合をいう。
- (6) 欠課とは、1時間のうち授業を受講しない時間が4分の1以上の場合をいう。
- (7) 遅刻とは、SHRの開始時刻に遅れることをいう。
- (8) 補講とは、各科目で授業を欠課した場合に、この時間を補うための授業をいう
- (9) 補習とは、各科目や資格対策等の内容を補うための授業をいう。
- (10) 履修とは、各科目の予定授業時間数（補講を含む）が受講されていることをいう。
- (11) 認定とは、すべての科目の成績評価（第5条）が合格し、履修されていることをいう。

## (授業時間)

第4条 学則第4条に定める修業年限の1年間の授業は、原則として42週以内、1週20時間以内、1日4時間以内とする。

2 学則第8条の始業及び終業時刻は次のとおりである。

1時間目 9：20～10：50

2時間目 11：00～12：30

3時間目 13：20～14：50

4時間目 15：00～16：30

3 始業前に連絡事項の確認および出欠状況の確認を行うためにSHRの時間を設ける。

SHRの時間は9：05～9：20とする。

4 授業終了後、補講又は補習を実施する場合もある。

5 休業日を利用して合宿等の授業を実施する場合もある。

(成績評価)

第5条 学則第14条に定める成績評価は、科目毎に試験を実施し、その得点をもとに随時試験、レポート、論文、受講態度等を考慮して行う。ただし、科目によっては試験を行わず、随時試験、レポート、論文、受講態度等によって科目認定するものもある。

2 成績評価は、次の段階で行う。

点 数	評 価	合 否	G P
0 ～ 59	不可	不合格	0
60 ～ 69	可	合格	1
70 ～ 79	良	合格	2
80 ～ 89	優	合格	3
90 ～ 100	秀	合格	4

G P A = 各科目の (G P × 単位数) の合計 / 総単位数

3 科目認定試験及び再試験が実施される日において、補講が完了していない学生は成績評価を行わず0点の取扱いとする。

また、科目認定試験を行わず成績評価する場合は、授業の終了する日において同様の取扱いとする。ただし、受験の時点で第6条の補講を完了している者は除く。

4 第5条3項の取扱いは補講が完了した時点において成績評価(不合格の場合も含む)を行うが、原則として再試験後1週間を過ぎた場合の成績評価は0点とする。

5 成績評価及びG P Aは、本人及び父母等に通知する。

(補 講)

第6条 補講を受ける学生は、下記の(1)～(2)のいずれかに該当する場合は速やかに補講願を科目担当者に提出し許可を得なければならない。

(1) 学科・実習授業を欠課した場合。

(2) 科目担当者から補講の指示があった場合。

2 補講の実施は原則として1日の授業の終了後もしくは休業日に行う。

3 補講の終了は1時間分の内容を習得したと認められる場合にこれを認め、科目の1時間分の授業を補ったものとみなす。

4 補講において1日に受講できる時間数は原則として1時間とする。ただし、休業日や2及び3時間授業日においてはこの限りではない。

5 総欠課時間数がすべての科目の予定授業時間数合計の15%を超えた場合は補講を行わず進級、卒業が認定されない。

(試 験)

第7条 試験の種類は次のとおりである。

(1) 科目認定試験

科目の終了時に行う。ただし、終了時期によっては期の途中において実施することがある。

(2) 再 試 験

科目認定試験、追試験における成績評価が不合格の学生を対象に実施する。ただし、科目によっては実施しない場合もある。

(3) 再々 試 験

再試験において成績評価が不合格であり、出席状況、レポート、論文等の提出状況、受講態度等を考慮して、校長の許可を得た学生を対象に実施する。

(4) 追 試 験

やむを得ない事由により科目認定試験及び再試験等が受験できなかった学生を対象に実施する。

(5) 随 時 試 験

各科目担当において必要に応じて実施する。

- 2 科目認定試験、再試験、再々試験の日程は試験日の1週間前までに発表する。
- 3 再試験及び再々試験を受験する場合は1科目につき2,000円の受験料を、試験前までに納めなければならない。
- 4 正当な理由がなく試験を受けなかった者の試験点数は0点とする。
- 5 追試験を受験する場合は、事前に追試験願いを科目担当者に提出し、教務課長の許可を受けなければならない。
- 6 各試験において不正行為が行われた場合は、当該科目の試験を中止し、成績評価は0点として第14条に定める懲戒の対象となる場合もある。

(受験資格)

第8条 科目認定試験において、次に該当する学生は原則として受験資格を有しない。

- (1) 科目担当者の指示された提出物等が未提出の場合。
- (2) 試験時間の3分の1以上遅れた場合
- 2 再試験及び再々試験を受験する場合は第8条1項に加え、受験料未納の者は受験資格を有しない。
- 3 追試験を受験する場合は第8条1項に加え、事前に追試験願が科目担当者へ提出され、教務課長の許可を受けた者でなければ受験資格を有しない。

(進級・卒業・留年)

第9条 進級及び卒業の認定の条件はつぎのとおりである。

- (1) すべての科目の成績評価が合格であり、履修されていること。
- (2) 総欠課時間数がすべての科目の予定授業時間数合計の15%を超えないこと。
- (3) 当該年度末までの学費、受験料等がすべて納めてあること。
- (4) 自動車システム工学科の3年次への進級は、二級自動車整備士資格（ガソリン及びジーゼル）の両資格が取得されていること。
- 2 第9条1項の条件(1)～(3)を満たさない学生は留年となり、当該学年の全科目を再び履修しなければ進級及び卒業が認定されない。また、第9条1項の条件(4)を満たさない学生は3年次への進級が保留となる。
- 3 卒業（修了）証書及び卒業（修了）証明書の様式については、別途定める。

(欠席・遅刻等)

第10条 欠席、遅刻、欠課については次のとおりとする。

- (1) 欠席、遅刻もしくは欠課をする場合には、事前に所定の様式にしたがい届出をしなければならない。また、やむを得ない事由等により事前での届出ができない場合は必ず電話連絡をし、事後速やかに届出をすること。
- (2) 病気やその他の理由により5日以上にわたり欠席する場合には医師の診断書もしくは父母等の理由書を提出すること。
- (3) 次の場合、所定の様式にしたがい届出を行なった学生については公認欠席とし欠席、遅刻、欠課の扱いをしない。

イ. 忌 引

父、母	(5日)
兄弟、姉妹、祖父母	(3日)
その他家族	(2日)
3親等以内	(1日)

ロ. 就職試験、企業訪問

ハ. 運転免許試験 (免許取得に必要な日数：4日以内)

ニ. 伝染病による登校停止期間

ホ. 通学交通用具の故障

ヘ. 公的交通機関の事故等

ト. 災害、その他不可抗力の事故

チ. クラブ、サークル等の公式大会への参加

リ. その他校長の認めた場合

- (4) 次の事由による公認欠席扱いは第10条1項(3)の届出をするとともに、必要書類を添付しなければならない。

事 由	必 要 書 類
就職試験、企業訪問	就職試験受験票、企業訪問カード
運転免許試験	教習生証等の証明書
伝染病による登校停止期間	医師の診断書
通学交通用具の故障	修理した領収書、証明等
公的交通機関の事故等	交通機関の発行する遅延証明等
災害、その他不可抗力の事故	理由書、証明等

- 2 連絡なく欠席、遅刻もしくは欠課をした場合には、指導を行うとともに、必要に応じて第14条の規定により懲戒される。

(休学・退学・復学等)

第11条 退学、休学、復学の届出は、本校所定の用紙に学生・父母等連署の上、必要な証明書等を添えて願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 休 学

- (1) 疾病その他やむを得ない事由により30日以上欠席を必要とする場合は、診断書及びその事由を記し父母等と連署して校長に休学の許可を受けなければな

らない。

(2) 休学した学年における履修、認定は全て無効とする。

### 3 復学

(1) 休学中の学生が復学しようとする場合には、所定の復学願（病気による休学の場合には医師の診断書を添付）を提出し、面接等による勉学意欲の確認を受けなければならない。

(2) 校長が復学願を受理し承認したときは、年度初めから休学した学年に復学することができる。

### 4 退学

退学しようとする学生は、その理由を付し父母等と連署した所定の退学願を、校長に提出し許可を受けなければならない。

（在学期間の制限）

第12条 同一学年の在学期間は原則2年間とし、ただし、休学期間については在学年数に加算しない。

（ほう賞）

第13条 学則32条のほう賞は、次のようなものを対象とし職員会議等で協議し、校長の承認の上で行う。

- (1) 社会への貢献度が大きく本校の名誉を高めた学生
- (2) 在学期間を通じて学業成績が特に優れた学生
- (3) 在学期間を通じて技術・努力に特に優れた学生
- (4) 在学期間を通じて無遅刻・無欠課・無欠席の学生
- (5) 課外活動において優秀な成績を修め、本校の名誉を高めたクラブ及びサークル
- (6) 自治会活動において積極的に活躍し他の学生の模範となった学生
- (7) 高度な資格を取得した学生
- (8) その他ほう賞に値すると認めた学生

（懲戒）

第14条 学則33条に定める退学又は停学処分のほか、情状により次の処分を行うことがある。

- (1) 訓戒 …… 不都合を改めるよう指導する。
- (2) 謹慎 …… 一定の期間自宅又は学校内での行動を制約し反省を求める。

（附則）

この細則は令和5年4月1日より実施する。